入札公告

筑波大学において、下記のとおり物品の購入について一般競争入札に付します。

記

1　競争入札に付する事項

⑴ 調　達　件　名　　モーションキャプチャーシステム　一式（リバースオークション対象案件）

⑵ 規格及び数量　　詳細は仕様書のとおり

⑶ 納　入　期　限　　平成２６年3月３１日

⑷ 納　入　場　所　　国立大学法人筑波大学第三エリア３Ｆ２２４室

2　仕様書、契約条項並びに入札の説明等をする日時及び場所等

本件は、仕様書等関係書類の交付をもって当該説明を省略する。

仕様書等関係書類交付場所　〒305-8577　茨城県つくば市天王台１丁目１番地の１

国立大学法人筑波大学財務部契約課　松村　亜紀　　電話番号 029-853-2173

3　競争加入者等に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は「リバースオークション入札の注意事項」に示す書類を平成２６年２月２８日１６時００分までに提出すること。本学が競争参加可能と認めた場合のみ参加することができる。

4　入札の日時及び方法等

本件の入札はリバースオークション方式（インターネット上で安値で競り合う競り下げ方式）で行う。

詳細は筑波大学ホームページ「筑波大学物品等調達情報」の「リバースオークション情報」を参照のこと。

なお、この競争に参加できる者は、以下に示す競争参加に必要な資格を有する者で、かつ、本学が別に定める「リバースオークション参加登録」を事前に済ませた者に限られる。

5　入札方法

落札決定に当たっては、入札した金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０５分の１００に相当する金額を入札すること。

6　競争に参加する者に必要な資格

⑴　国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第４６条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第４７条の規定に該当しない者であること。

⑶　国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて平成２５年度に関東・甲信越地域の「物品の販売」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。

⑷ 迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

⑸　契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

7　入札保証金及び契約保証金

免除する。

8　契約書の作成

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

9　落札者の決定方法

国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第５３条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。

以上公告する。

平成２６年2月１８日

国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長　　吉　川　　晃

仕 様 書

1. 品 名 及 び数 量　モーションキャプチャーシステム 一式 （詳細は別紙1を参照のこと）

2. 納　入　期　限　平成 26 年 3 月 31 日

3. 納　入　場　所　国立大学法人筑波大学 第三エリア3F224室

4. 検 査 及 び引 渡 し　本学において、供給者立会のうえ、当該契約の完了を確認するための検査を行い、合格と認めた後、引渡しを受けるものとする。

5. 瑕　疵　担　保　この物品について、供給者が引渡しを完了したのち、1年以内に発注者が瑕疵を発見したときは、ただちに物品または物品の部品を取り替えるものとし、この取り替えに要した費用はすべて供給者の負担とする。

6. 支　　払　検査終了後適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。

7. 契約に必要な細目　本契約に必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則によるものとする。

8. そ　の　他　(1)搬入、据付調整（使用できる状態までのセットアップ、本学が別途用意するPCへのソフトウェアのインストール及び設定を含む）、使用方法の説明を含む。
(2)搬入、据付調整に当たっては、事前に工程表を提出し、本学担当職員と十分に打ち合わせを行うこと。
(3)その他詳細については、本学担当職員の指示によるものとする。

1. 品名・規格及び数量

下記例示品、または同等品以上のものとする。
同等品以上のものに必要な条件は、別紙2を参照のこと。
なお、当然のことながら、システムとして稼働し得る構成であること。

モーションキャプチャーシステム　一式
OptiTrack社製　OPT－P41MB12－FP　Prime41ファウンデーションパック
（一式の内訳）
・OptiTrack　Prime41　12台
・OptiTrack　Motive：Body　1ライセンス
・OptiTrack　USBハードウェアキー　1個
・PoE給電対応スウィッチングハブ　2個
・ネットワークカード　1個
・スウィッチングハブ　1個
・OptiTrack　eSync　1個
・LANケーブル　16本
・OptiWand　Kit　1個
・キャリブレーションスクエア　1個
・OptiTrack　A／Vリモート　1本
・モーションキャプチャースーツ　2着
・マーカーセット：フルボディ14mm　X－Base　2個
・マーカー：14mm　X－Base　50個
・MOCAP　ハンドキット　2個
・MOCAP　フットラップ　2個
・カメラスタンド（三脚）　6本
・カメラマウントアダプター　6個
・雲台　6個
・OptiTrack年間emailサポート

別紙 2

同等品以上のものに必要な条件

システムの概要

本システムは、3次元的な運動の計測に使用する装置であり、計測対象の表面に貼付した球形の反射マーカーに赤外線を投光するための光源、マーカーの位置を計測するための同期の取れた複数台のカメラ、カメラと外部機器との間で同期をとるための制御デバイス、カメラの位置関係を校正するためのキャリブレーションツール、校正・計測の実施や計測データの後処理の為のソフトウェア、計測用の反射マーカー及びキャプチャスーツ、カメラを固定するための台座を備えるものとする。

1. 光源
   ①近赤外線または赤外線であり、輝度の調整が可能であること。
   ②カメラに固定可能であること。

2. カメラ
   ①400万以上の画素を持ち、フレームレートが180Hz以上で計測が可能であること。
   ②グローバルシャッターを備え、ソフトウェア側からシャッタースピードの調整が可能であること。
   ③一人でカメラを設置・調整できるよう、カメラ側からの操作でソフトウェア上にそのカメラのグレースケールのフルスクリーン画像を映し出すことが可能であること。
   ④カメラ番号やステータスを表示可能であること。
   ⑤20㎡よりも広域な場所で計測が可能であること。
   ⑥屋外での計測が可能であること。
   ⑦台座に固定するための1/4インチネジ穴を有すること。
   ⑧12台以上から構成されること。
   ⑨LAN接続で使用が可能であり、給電対応スイッチからの給電で動作すること。
   ⑩カメラボディは、外寸が幅 15cm、高さ 15cm、 奥行 15cm 以内であり、重量が 1.5kg 以下であること。

3. 制御デバイス
   ①外部同期入力と外部同期出力を備えること。
   ②ゲンロック、SMPTEタイムコードの入力をサポートしていること。
   ③外部（計測）機器との同期計測が可能であること。
   ④LAN接続で使用が可能であり、 給電対応スイッチからの給電で動作すること。
   ⑤ソフトウェアのRec／Stop信号をビデオカメラに送るデバイスを備えること。
   ⑥上記デバイスには、LANC端子あるいはA／Vリモート端子を備えること。

4. キャリブレーションツール
   ①棒端に複数のマーカーを配したワンドを備えること。
   ②棒端のマーカーは交換可能であること。
   ③板上に複数のマーカーを配置したフレームを備えること。
   ④フレームには、水平を調節できる脚を備えること。
   ⑤測定環境に合わせてフレーム上のマーカーの位置が変更可能であること。

5. ソフトウェア
   ①カメラの位置関係を構成するための機能を備えること。
   ②計測・計測データの観察、計測データを保存するための機能を備えること。
   ③三次元ビュー上で、指も含めた人体骨格モデル（CGマネキン）が動いているのをリアルタイムに確認することが可能であること。
   ④同時に複数人の全身の計測をリアルタイムに行うことが可能であること。

⑤人体・剛体の三次元位置・姿勢の計測データをネットワークを介し、リアルタイムに出力することが可能であること。
⑥ソフトウェアのタイマー機能により、ソフトウェアを操作する者と計測対象となる者が兼任できることが可能であること。
⑦マーカーのラベリング・計測データのクリーンナップ等、後処理をするための機能を備えること。
⑧計測データは、マーカーの三次元位置データ並びに剛体あるいは骨格モデルの回転データを含むこと。
⑨ソフトゥエアライセンスを管理するために、USB接続のハードウェアキーを備えること。
⑩Windows7／8を搭載したPCで使用可能であること。

6. 反射マーカー、キャプチャスーツ
①マーカーは、直径15mm以下で、再帰性反射材を使用した球体であること。
また、マーカー上で転倒等した場合でも怪我をしないよう、柔軟性を有すること。
②キャプチャスーツは、通気性・伸縮性に優れた面ファスナーを使用した上下、及びキャップであること。
③マーカーは、両面テープなどを使用せずに、キャプチャスーツに簡単に取り付け・取り外すことが可能であること。
④指の計測用マーカーを装着するためのグローヴ並びに指用マーカーを備えること。
⑤足の計測用マーカーを装着するために、被験者が靴の上から装着できるシューカバーを備えること。

7. 台座
①床から2m以上の高さにカメラを設置・固定できること。
②全てのカメラのパン・チルト角を個別に調整可能であること。
③カメラを固定するネジは、1/4インチネジを採用のこと。

8. その他
①日本語表記による取扱説明書が添付されていること。
②納入後、1年間はemailでの技術サポートを行うこと。

リバースオークション入札の注意事項

リバースオークション方式による入札の詳細は、筑波大学ホームページ「筑波大学物品等調達情報」に掲載していますので、必ず確認のうえ入札に参加ください。

１．リバースオークション参加資格

入札公告に示す競争参加に必要な資格を有する者で、かつ、本学が別に定める「リバースオークション参加登録」を事前に済ませた者に限られる。更にシステム上において案件毎に競争参加の意思表示を行う必要がある。

２．入札受付日時　　リバースオークション情報に掲載

３．入札締切日時　　同　　上

４．落札決定に当たっては、入札した金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札すること。

なお、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札をした者を、契約の交渉権者とする。

５．いったん入力された入札金額は、変更、取消しをすることができない。

６．落札決定の日から７日以内（契約の相手が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定する期日）に契約書の取り交わしをするものとする。

７．　本学は、次のいずれかに該当することとなった場合は、契約を解除することができる。

（１）契約の相手方が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第１９条の規定に違反し、又は契約の相手方が構成員である事業者団体が同法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、同法第４９条第１項に規定する排除措置命令又は同法第５０条第１項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第６６条第４項の審決が確定した場合。ただし、請負者が同法第１９条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、請負者がこれを証明し、その証明を発注者が認めた場合は、この限りでない。

（２）契約の相手方（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が独占禁止法に違反したことにより、刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の３若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定した場合

（３）公正取引委員会が、契約の相手方に対して独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行った場合

８．　契約の相手方は、前項各号のいずれかに該当したときは、本学が契約を解除するか否かを問わず、本学の請求に基づき、契約金額の１０分の１（単価契約の場合は契約期間全体の支払い総金額と、予定数量に契約単価金額を乗じて算出した金額を比較し、より大きい方の金額の１０分の１）に相当する額を違約金として本学の指定する期間内に支払わなければならない。

９．この一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類（以下「競争参加者の確認書類」という。）を競争参加者の負担において作成等し、下記の期日までに提出すること。例示品以外の物品で入札に参加を希望する者は、提案物品が例示品と同等品以上であることを証明する書類を競争参加者の負担において作成し、競争参加者の確認書類と併せて提出すること。なお、本学職員から当該書類その他入札公告において求め

られた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者又は代理人の負担において完全な説明をしなければならない。

（１）競争参加資格の確認のための書類

・平成２５年度の資格審査結果通知書（全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格）の写し…… １部

・アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明する書類… １部

（２）納入できることを証明する書類

・参考見積書…… １部

・定価表又は価格証明書…… １部

・納入実績表…… １部

（３）例示品と同等以上であることを証明する書類

・提案物品の技術仕様書…… ４部

（技術仕様書は別冊の仕様書に示す技術的要件の項目に応じて入札物品の性能等を数値又は具体的な表現で記載すること）

・提案システムの構成図…… ４部

・提案物品のカタログ…… ４部

・外国製品による場合は次の書類…… １部

① インボイス等仕入原価及び諸掛を明らかにした書類（写）

② 通関証明書（写）及び輸入決済に関する書類（写）（決済通貨証明書、関税率証明書）

上記①の書類を提出できない場合は、輸入元（販売総代理店を含み、国内販売価格を設定している企業）からの、

・「インボイス等輸入関係書類の不提出理由書」

・直前決算に係る「損益計算書」（写）

・「国内販売価格推移証明書」（過去数年に遡る価格と設定時期）

提出期限　　平成２６年２月２８日　１６時００分

提出場所　　国立大学法人筑波大学財務部契約課

物　品　供　給　契　約　書（案）

供給すべき物品の表示　　モーションキャプチャーシステム　一式
代　　金　　額　　金　　円也

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　金　　円也（消費税法第 28 条第１項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので，代金額に 105 分の 5 を乗じて得た額である。）

発注者　国立大学法人筑波大学　契約担当役　財務担当副学長　吉川　晃　と供給者
との間において，上記の物品（以下「物品」という。）について，上記の代金額で次の条項により供給契約を結ぶものとする。

第 １ 条　供給者は，発注者に対し物品の供給をするものとする。
第 ２ 条　物品は，国立大学法人筑波大学第三エリア３Ｆ２２４室に納入するものとする。
第 ３ 条　物品の納入期限は，平成２６年３月３１日までとする。
第 ４ 条　納品書（給付完了の通知）は，国立大学法人筑波大学財務部契約課に送付するものとする。
第 ５ 条　代金は，１回に支払うものとし，検査終了後，適法な請求書を受理した日から起算して４０日以内に支払うものとする。
第 ６ 条　代金の請求書は，国立大学法人筑波大学財務部契約課に送付すべきものとする。
第 ７ 条　この物品について，供給者が引渡しを完了したのち，１２月（または１年）以内に，発注者が瑕疵を発見したときは，ただちに物品または物品の部品を取替えるものとし，この取替えに要した費用はすべて供給者の負担とする。
第 ８ 条　契約保証金は，免除する。ただし，供給者の故意または重大な過失により物品の供給が著しく遅延するおそれがあるときは，発注者は契約を解除することができるものとする。この場合において供給者は，契約額の１０分の１に相当する違約金を発注者に支払うものとする。
第 ９ 条　この契約に定めるもののほか，必要な細目は，国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則によるものとする。
第１０条　この契約について検査の円滑な実施を図るため、供給者は発注者の行う検査に協力するものとする。
第１１条　この契約について発注者・供給者間に紛争を生じたときは，両者協議の上これを解決するものとする。
第１２条　この契約に定めのない事項について，これを定める必要がある場合は，発注者，供給者間において協議して定めるものとする。

上記の契約の成立を証するため，発注者，供給者は下記に記名し印を押すものとする。
この契約書は２通作成し，双方で各１通を所持するものとする。

平成２６年　　月　　日

発注者　　茨城県つくば市天王台１丁目１－１
国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長　　吉　川　　晃

供給者